

公正取引委員会事務総局（近畿中国四国事務所四国支所）

取引適正化調査専門職員（非常勤一般職国家公務員）

募集要項

公正取引委員会は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に基づき、取引適正化の推進のため「価格転嫁円滑化の特別調査」のほか、「各種取引適正化のための調査」を行うこととしており、当該調査体制拡充のために、今般、非常勤一般職国家公務員を募集することとしました。

1 勤務地及び所在地

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所
高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館8階

2 業務内容

- ・ 事業者からのヒアリング（事業者を訪問して対面で実施することが中心ですが、電話で実施することもあります。）
- ・ 文書（報告書等）の作成、作表、データ入力等
- ・ 事業者からの問い合わせ、相談等への対応（電話での対応が中心ですが、事業者が来庁して対面で対応することもあります。）
- ・ 決裁の起案
- ・ 庶務全般（電話の取次ぎ、資料の整理、旅費計算等）
- ・ その他、各種取引適正化等に関連する業務

3 募集人数 1名

4 給与等

(1) 日額給与

9,639円

- ・ 日額給与のほか通勤手当（上限月150,000円）が支給されます。
- ・ 勤務状況等に応じ、賞与が支給されます。
- ・ 原則として超過勤務はありません。

(2) 社会保険

医療保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。

5 任用予定期間

令和8年4月～令和9年3月

※条件付きで更新あり(勤務成績により判断)

6 勤務日及び勤務時間

毎週月曜日から金曜日まで

勤務時間：1日に6時間（10：00～12：00、13：00～17：00）

※ 土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は勤務を要しません。

テレワーク制度有（利用に当たっては諸条件があります。）

年次休暇：年次休暇（有給）は、規程に基づく日数が付与されます。

7 応募資格

官公庁又は民間企業での勤務経験がある方で、Microsoft Word、Microsoft Excelを使った資料作成（文書作成、作表、データ入力）等ができる方（性別・年齢・学歴不問）。

なお、以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

8 応募方法

(1) 提出書類（3点）

- 志望動機（600字程度） 別添参照

- 履歴書1通（様式の指定はありません。）

「写真」欄には写真データ（6か月以内に撮影した鮮明なもの）を貼付してください。また、日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号及びメールアドレス）を必ず記載してください。

職歴には、雇用形態（正職員、パート等）の別も個別に記載してください。

- 職務経歴書1通（様式の指定はありません。）

※ 提出いただいた書類は一切返却いたしません。当方にて責任をもって廃棄いたします。

応募の秘密については厳守いたします。提出いただいた書類に記載されている個

人情報は、選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。

(2) 提出書類（３点）の送付先（電子メール）

次のメールアドレス（公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 取引適正化調査課（取引適正化調査専門職員採用担当））宛てに電子メールでお送りください。

shikoku-shitauke1758-O-jftc.go.jp

- ※ 迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としています。
- 電子メール送信の際は「-O-」を「@」に置き換えて利用してください。

電子メールの件名は「【応募】調査職員（取引適正化調査専門職員）氏名」としてください。

(3) 提出締切日

令和８年２月２４日（火）（必着） ※採用予定者が決まり次第、締め切ります。

９ 選考方法

- １次選考 書類審査
- ２次選考 人物審査

※ １次選考の結果は随時（書類到着後７営業日程度）、メールにて連絡させていただきます。

【求人に関する特記事項】

- ・ 服務、勤務時間、休憩時間は、人事院規則によります。
- ・ 国家公務員法第３８条の規定により、国家公務員となることができない者に該当しない方が応募できます。
- ・ 日本国籍を有する必要があります。
- ・ 国家公務員法及び独占禁止法に基づく守秘義務が課されます。
- ・ 賞与支給に当たっては、諸条件があります。支給回数は年２回で賞与月数は計約４か月分です。
- ・ 採用後は、マイナンバーカードを身分証明書として使用します。
- ・ 申込者多数の場合、募集期間終了前に締め切る場合があります。
- ・ 質問等がなければ事前連絡は必要ありません。
- ・ 提出いただいた書類は、採用担当において責任をもって破棄させていただきますので、

御了承ください。

10 問い合わせ先

〒760-0019

高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館8階

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 取引適正化調査課

(取引適正化調査専門職員採用担当)

担当：善本、溝渕、若林

電話：087-811-1758 (直通)

※ 平日の8:30～12:00及び13:00～17:00